

大島加入区
見島加入区
須佐加入区

〃
〃
〃



(二八) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

令和七年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

令和七年三月十二日（水曜日）午前九時から

(二) 場所

防府市牟礼一〇三二八 山口県農林総合技術センター農林業技術部

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
種苗に関する法令	二
種苗の産地及び系統	二
種苗の生産技術	二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

令和七年三月五日（水曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課（電話〇八三一九三三―三四八五）又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所に行ってください。

(二九) 県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年二月五日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

令和七年二月四日印刷
令和七年二月四日発行

発行人所

山口県知事庁